

## 大牟田市第 2 次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

### 1. 概要（7 頁 第 2 章第 1 節、より抜粋）

大牟田市第 2 次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「第 2 次実行計画」という。）は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第 21 条第 4 項の規定に基づくものであるとともに、「大牟田市第 3 次環境基本計画（以下、「第 3 次基本計画」という。）を推進するための実施計画の 1 つと位置付ける。

第 2 次実行計画は、温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するための実行計画として策定する。

### 2. 第 2 次実行計画とは（7 頁 第 2 章第 1 節、より抜粋）

第 2 次実行計画は、本市における今後の脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とあわせて、既に現れている気候変動への適応策に関し、市民、市民団体、事業者の各主体が進めるべき取組を「対策」として示すとともに、その取組を後押しするため市が進める「施策」を明らかにするもの。

### 3. 第 2 次実行計画の基本的事項（8 頁 第 2 章第 2 節、より抜粋）

#### （1）計画の位置付け

「温対法」第 21 条第 4 項の規定に基づく計画であり、「第 3 次基本計画」を推進するための実施計画の 1 つ

#### （2）対象地域

大牟田市全域

#### （3）対象部門・分野

第 2 次実行計画の対象部門・分野は、産業部門、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、工業プロセス分野、廃棄物分野の計 7 部門・分野とする。

#### （4）対象期間と目標年

対象期間：2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間  
基準年度：2013（平成 25）年度 目標年度：2030（令和 12）年度

#### （5）対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「温対法」第 2 条第 3 項により排出抑制等の対象に規定される 7 物質とする。

温室効果ガス
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、 ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、 六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）

(6) 削減目標 (23 頁 第 4 章、より抜粋)

削減目標は、国が示す「2013 (平成 25) 年度比で 46%以上削減」を踏まえ、本市は、市内全域で 2030 (令和 12) 年度における温室効果ガスの排出量を 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減することを目標とする。

表 国における 2030 年度二酸化炭素排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス (フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度 (JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

なお、第 2 次実行計画では、本市で排出する温室効果ガス全体の 9 割以上を占める二酸化炭素排出量を対象に、社会的動向や将来推計の結果を踏まえ、「業務・その他部門」及び「家庭部門」、「運輸部門」について、対策を講じることとする。

【目 標】

2013(平成 25) 年度を基準年として、2030(令和 12) 年度に、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の 3 部門で 50%削減する。

【部門別内訳】

- 業務・その他部門 : 2013(平成 25) 年度から、51%削減
- 家庭部門 : 2013(平成 25) 年度から、66%削減
- 運輸部門 : 2013(平成 25) 年度から、35%削減

さらに、2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、取組の強化を図るため 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「**ゼロカーボンシティ宣言**」を表明します。

#### 4. 削減目標の達成に向けた対策と施策（緩和策）（28頁 第5章、より抜粋）

第3次基本計画では、目指す環境像「豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な環境都市おおむた」を実現するため、「脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～」を基本方針の一つに掲げ、地球温暖化対策を推進していくこととしている。

本実行計画では、第3次基本計画に基づく、脱炭素社会への移行に向けた4つの方針に沿って、市民、市民団体、事業者など各主体が進めるべき取組を『対策』として示すとともに、その取組を後押しするため市が進める『施策』を定める。

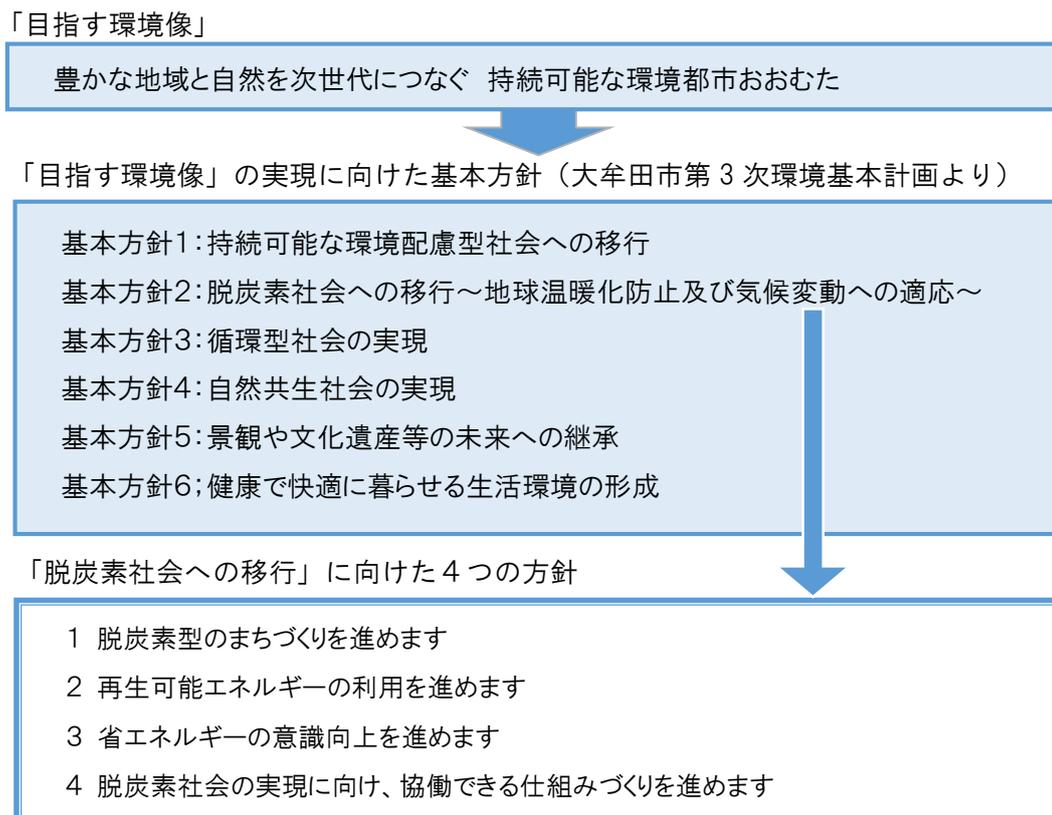


図 第3次基本計画における地球温暖化対策の位置付け

#### 5. 気候変動に向けた適応策（33頁 第6章、より抜粋）

地球温暖化による気候変動は、真夏日・熱帯夜の増加、短時間強雨の多発などによる農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらしている。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが必要であり、本市の地域特性を踏まえて、次の3分野で取組を推進する。

- 自然生態系
- 自然災害
- 健康（暑熱、感染症）

## 6. 計画の推進体制と進行管理（38頁 第7章、より抜粋）

計画の実効性を高め、効率的に推進していくために、市民、市民団体、事業者、市が情報を共有し、密接に連携していくこととする。

また、温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況を把握するため、本市の温室効果ガス排出状況について、定期的に推計を行うとともに、達成状況を評価し、必要な措置をとることとする。

